

令和 2 年 1 2 月 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎



医療的ケア児者の人工呼吸器に必要なとなる衛生用品等の優先配布事業
(第 2 期分) について

今般、厚生労働省より本会宛に、「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要なとなる衛生用品等の優先配布事業（第 2 期分）」に関する周知依頼がありました。第 1 期分については、令和 2 年 8 月 1 2 日付（地 262）の文書をもってご連絡しておりますが、今般、第 2 期分の配布が決まったとのことです。

本事業の対象は、A. 人工呼吸器装着、B. 在宅中心静脈栄養（HPN）、C. 気管切開（Aに該当しない者）、D. 喀痰吸引（A、Cに該当しない者）、E. 在宅酸素療法（第 2 期から新規追加）の医療的ケアを受けている方とされています。患者が、自身が受けている医療的ケアがこれらに該当するかどうかを、かかりつけの医療機関に問い合わせることが考えられますので、各医療機関におかれましては、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

また、本事業は在宅の医療的ケア児者が直接申込を行うものですが、その際に対象となる医療的ケアを受けているかどうかを確認するため、申込にあたり、医療的ケア児者が普段利用している医療や福祉のサービス事業所の職員の方（「支援者」）の名前や事業所名等を入力することとなっています。患者が訪問看護や障害福祉サービスを利用していない場合には、かかりつけの医療機関に対して、登録に関する同意のお願いがある可能性がありますので、併せてよろしくお願いいたします。その他詳細は、厚生労働省のホームページをご参照ください。なお、申込は 1 2 月中を予定しているとのことです（※スケジュールはホームページで随時更新）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会、医療機関への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 27 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室
健康局 難病対策課

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業について
(第 2 期分周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和 2 年度第二次補正予算において、「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業（※）」（以下「本事業」という。）を実施し、第 1 期分（申込受付期間：8 月 26 日～9 月 9 日）に係る配布を完了しました。周知にご協力いただき、ありがとうございました。

この度、12 月中(予定)に第 2 期分の申込受付を開始する見込みとなりましたので、お知らせいたします。(※ 第 1 期分にお申込みいただいた方も、再度お申込みいただくことが可能です。)

なお、現時点では、具体的な申込受付期間は未定ですが、決定次第、厚生労働省ホームページでご案内いたします。

- (※) 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者（65 歳未満の障害児者又は 65 歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方）に対して、アルコール綿と精製水を厚生労働省が一括で買い上げ、無償配布を行うものです。事業の詳細につきましても、併せて下記ホームページをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

本事業では以下の医療的ケアを受けている方を対象としているため、ご自身が受けている医療的ケアの内容がこれらに該当するかどうかについて迷われたとき、かかりつけの医療機関に照会することを案内していることから、本事業について周知すると

ともに、患者の方からこのようなお問い合わせがあった際には、ご回答につきご配慮くださいますようお願い申し上げます。

(対象となる医療ケア)

- A 人工呼吸器装着
- B 在宅中心静脈栄養 (HPN)
- C 気管切開 (Aに該当しない者)
- D 喀痰吸引 (A、Cに該当しない者)
- E **在宅酸素療法 (※ 睡眠時無呼吸症候群の方を除く。)** 第2期から新規追加

なお、本事業では、在宅の医療的ケア児者から直接申込を受け付けるため、その他のことで各地域の医療機関に事務等をお願いするものではないことを申し添えます。

(厚生労働省ホームページ抜粋)

Q3 対象となる医療的ケア (人工呼吸器装着、在宅中心静脈栄養 (HPN)、気管切開、喀痰吸引、在宅酸素療法) に該当するかどうかについて詳細な要件はありますか？

A3 詳細な要件はありません。これらの医療的ケアを受けている方が対象となります。もし、受けている医療的ケアがこれらに該当するか分からない場合は、かかりつけの医療機関や訪問看護ステーションにご相談ください。